

## 鹿児島県SDGs登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方創生SDGsに積極的に取り組む県内企業等を県が登録する「鹿児島県SDGs登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、SDGsの普及促進や、SDGsを原動力とした地方創生につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 鹿児島県内に事業所等を有し、かつ、鹿児島県内において事業活動を行う企業、法人、団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主等をいう。
- (2) SDGs 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (3) 登録事業者 第5条第1項の規定により、鹿児島県SDGs登録事業者として県に登録された県内企業等をいう。

### (対象)

第3条 登録は、次に掲げる全ての要件に該当する県内企業等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組を明確に示していること。
- (2) 自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請は、鹿児島県SDGs登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) SDGs達成に向けた取組チェックリスト（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (登録の実施)

第5条 前条の申請が、登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等を鹿児島県SDGs登録事業者として登録するとともに、登録証を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。

2 前項の登録をしたときは、登録事業者に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録事業者は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、登録を更新することができる。

2 前項の登録の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、鹿児島県SDGs登録変更届(様式第3号)により速やかにその旨を届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、登録の辞退をしようとするときは、鹿児島県SDGs登録辞退届(様式第4号)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

2 前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、総合政策部総合政策課計画管理室において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和4年11月18日から施行する。